

狹山市地域福祉活動スタートアップ助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民が主体となって新たに設立した団体が実施する地域福祉活動に対し、地域福祉活動スタートアップ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、対象とする団体の基盤強化を図り、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(補助金対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体は、狹山市に住所を有する者が主体となり、申請日から3年以内に設立した団体で、無償または低額の費用で活動する、宗教及び政治活動を目的としない団体で次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) ボランティア活動を行う団体
- (2) 特定非営利活動法人または一般社団法人
- (3) その他、特に狹山市社会福祉協議会会长（以下「会長」という。）が認める団体

2 前項の規定にかかわらず、前年度に当該補助金の交付を受けた団体であっては、前項に定める「3年以内」を「4年以内」と読み替えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、前々年度及び前年度に当該補助金の交付を受けた団体であっては、第1項に定める「3年以内」を「5年以内」と読み替えることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、申請から設立3年を超えている団体が、新たに第3条で掲げる事業を行う場合は、第4条第1項第5号及び第6号で定める経費についてのみ申請することができる。

5 前年度の補助金の交付を受けたにも関わらず、報告書が未提出の団体は申請することはできない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、地域住民を対象として、次の各号に掲げる地域福祉活動であり、狹山市社会福祉協議会の各種助成事業（さやま福祉活動応援助成事業、歳末地域福祉支援事業、民間保育施設助成事業、ふれあいサロン助成事業、子ども食堂支援事業等）と使途が異なる場合、重複申請は妨げないものとする。

- (1) 地域福祉に関する意識啓発を図るための事業
- (2) 地域住民の支え合いにより、福祉サービスを提供する事業
- (3) 地域福祉の担い手を養成する事業
- (4) その他、地域福祉課題を解決するための先進的取り組みであって、特に会長が認める事業

2 前項各号に規定する地域福祉活動は、重複して実施することを妨げない。ただし、同一の団体に対して、補助金を重複して交付することができない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、団体が開催する前条に定める活動、事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 諸謝金
- (2) 消耗品費、印刷製本費、燃料費
- (3) 通信運搬費、手数料
- (4) 使用料、賃借料
- (5) 備品購入費
- (6) 工事費、修繕費、設備費用
- (7) その他会長が認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、200,000円を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助対象経費が200,000円に満たない場合は、当該対象経費の額とする。

2 前項の場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付回数)

第6条 補助金の交付期間は3年間を上限とする。

2 前項の期間の計算は、年度をもって1年とする。

3 前項の規定にかかわらず、前年度までに「狭山市地域福祉活動環境整備事業」(以下「市補助金」という。)の補助金の交付を受けた団体にあっては市補助金を含め3年間を上限とする。

(補助金の申請書類)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、下記の書類を指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 会則、定款など団体の規約
- (5) 団体全体の予算書（総会資料等の写し可）
- (6) その他、必要な書類

(補助金の交付の決定及び審査基準)

第8条 会長は補助金の交付決定にあたり、狭山市地域福祉活動推進会議（以下「審査委員会」という。）に意見を求めるものとする。

2 審査委員会は、会長が別に定める事項について審査するため、補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に対して、事業の詳細、補助金の使途等に関する事項について、資料の提出または説明を求めることができる。

3 審査委員会は、前項に規定する審査を行ったときには、会長に審査結果を報告するものとする。

(交付決定)

第9条 会長は、前条第3項に規定する報告を受け、補助金の交付を適當と認めた場合、申請者に対し、決定通知書（様式第4号）を交付する。

2 会長は、前条第3項に規定する報告を受け、補助金の交付を却下した場合、申請者に対し、却下通知書（様式第5号）を交付する。

（交付条件）

第10条 補助事業者等は、事業を利用して宗教及び政治活動を行ってはならない。

2 事業の実施に充当するための必要経費としての費用徴収は妨げない。ただし、当該徴収額は、補助金の対象額から控除するものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、補助金に関わる活動、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- （1）実績報告書（様式第6号）
- （2）収支決算書（様式第7号）
- （3）団体全体の決算書（総会資料等の写し可）
- （4）その他、必要な書類

（返還等）

第12条 会長は、補助金の交付を受けた団体が次の事項に該当する場合、その団体に対し、補助金の一部または全部の返還を求めることができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- （2）補助金を目的外に使用したとき。
- （3）補助金を使用しないとき、または、支出額が決定額に比べて少ないとき。
- （4）その他不適当と認められる事実を発見したとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。